

参加費
無料

設備投資したら

出張相談会

沖縄には、設備投資をした際などに受けられる、税の優遇制度があることをご存知ですか？

当出張相談会では、制度に詳しい税理士と共に、これから設備投資を予定している、あるいは設備投資を行った事業者の皆様のご相談に対応致します！是非この機会にご相談ください！

これらの税の優遇があります！

- ①固定資産税 ②不動産取得税
- ③法人税額の特別控除 ④特別償却
- ⑤事業税

※購入後でも該当する場合があります！

対象業種

- 製造業
- 情報通信産業
- 卸売業
- その他業種

例えば…

- ・機械の取得価額：300万円
- ・所得金額（≒税引前利益）：1,000万円
- ・法人税額：240万円
（法人税率を24%と仮定）



その『税』
得するぜい!!!

令和3年10月12日（火）
11月16日（火）

時間 13:00~16:15（各社40分程度）

場所 沖縄県企業立地サポートセンター

（うるま市州崎12-94）

完全予約制

※前日の15時までにご予約がない場合は
開催を中止致します。

※新型コロナウイルス感染拡大状況により、沖縄県が発表するガイドラインに沿って開催方法がオンライン又は中止となる場合がございます。予めご了承ください。

ご予約・お問合せ 沖縄県産業振興公社 事業支援課

沖縄特区・地域税制活用 ワンストップ相談窓口

TEL (098) 894-6377（受付時間：8:30~17:15）

担当：安里・上原・照屋



活用できるか
簡易判定でCheck!

主催：うるま市（TEL：098-923-7611）